

テ與次郎ト云ト號ク其形ニ似タルヲ以テ豆藏合羽ト云紙ニテ製之兩邊ニ細キ割竹ヲツケ其先キニ白豆ヲツケル故ニ豆造ノ名アリ又一串ヲ以テ足トス是ヲ指頭ニ置クニ兩方ノ豆ノ鎖ニテ能立テ倒レズ袖合羽此形ニ似タルノ名也坊主ガツバ袖合羽鎧合羽等紙合羽ハ白或ハ青漆或ハ辨柄ヌリ黒等也又單アリ裕アリ武家及ビ同奴僕等ハ必ズ袖合羽ノミヲ用フ特ニ奴僕ニハ專ヲ赤色ニ黃ヲ以テ記號ヲ描ケリ略中

又江戸劇場ノ戸邊ニネミテ行人ニ觀ヲ勸ム者晴雨トモニ半合羽ヲ專用ス故ニ彼徒ヲカツバト異名ス略下

〔塵塚談上〕婦女の雨衣の事寛延寶曆のころ迄は御家人の妻女下女等は浴衣を雨よけに著たり太なる紋を五つ六つも附たるもあり伊達模様を染しも有けり近歳は下賤の女も浴衣などは著るものなじみな木綿の合羽を著る事になりぬ又男子も近年は夏合羽として葛布芭蕉布の類をもつてつくる富饒の人は琥珀吳路服連等にてこしらへ著る此夏合羽も寛政比はなかりしこと也吾大人寶曆十三年癸未六月十三日六十三歳にて没し給ふに夏合羽夏火事羽織の設けなじ是にて二品の久しからざるを知べし婦女は夏合羽はいまだ著ざれども遠からず著る事になるべきにぞ

〔一話一言十七〕衣食佳の奢

又同じ比寶曆まではなべての衣食住ともに今の時にくらぶれば質素にして奢りたる事なし

略中女の雨合羽なじ犬きなる紋染たる木綿の浴衣なり紋は肩と膝にありて素襖の

〔視聽草十集六〕世のすがた

夏の合羽はむかしより芭蕉布麻平の類を用ひしが近頃川越平にて作りしを多く用ひ又女の合羽近頃鐵物なし半襟をかけて用ひ